

入札公告

令和6年度性暴力被害者等支援に係る広告制作等委託業務について、一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条により公告します。入札参加を希望する者は、下記により一般競争入札参加申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を提出してください。

令和6年4月18日

高知県知事 濱田 省司

第1 入札に付する事項

1 委託業務名

令和6年度性暴力被害者等支援に係る広告制作等委託業務

2 委託概要

別添仕様書のとおり

3 履行期限

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

第2 入札参加資格

申請書を提出できる者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- 3 この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の処置を受けていない者であること。
- 4 令和4年度以降に、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体との間において、この入札公告に示した役務と同種類かつ同規模の契約履行実績があることを証明した者であること。
- 5 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

第3 入札参加の方法等

この委託業務の入札に参加しようとする者は、提出期限までに、申請書（様式1）及び業務実績証明書（様式2）（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この委託業務の入札に参加することができる。

1 申請書等の様式

高知県ホームページからダウンロードした様式により申請書等を作成すること。

<アドレス>

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024041700017/>

2 申請書の提出

ア 提出部数 1部（様式1及び様式2）

イ 提出期限 令和6年5月17日（金）午後5時

ウ 提出場所 高知県文化生活部県民生活課 犯罪被害者等支援担当

エ 提出方法 直接持参、郵送（一般書留もしくは簡易書留）

オ 費用 提出者の負担とする。

第4 質疑事項

1 質疑事項がある場合には、Microsoft office wordのファイル形式による別紙「質疑書（様式3）」により、電子メールに添付のうえ「6」のアドレスに送付すること。指定した方法以外のファイル形式で送付のあったもの、FAX、電話等の方法による質疑には回答しない。

2 質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関の担当に伝えること。

3 質問に対する回答は、高知県文化生活部県民生活課のホームページに掲載する。

4 質疑書提出期限

令和6年5月8日（水）午後5時

5 質疑書回答期限

令和6年5月13日（月）

6 質疑書の送付アドレス 141601@ken.pref.kochi.lg.jp

第5 申請書等の審査結果に係る事項

申請書等の提出があったものには、入札参加資格の確認結果を令和6年5月22日（水）までに電子メールで通知する。

第6 入札に関する事項

1 入札予定日時 令和6年6月3日（月）午前10時30分

2 入札予定場所 高知県高知市本町5丁目2番17号 本町ビル4階B室

3 入札書の提出方法

ア 持参または郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により提出することとし、電子メール、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。また、郵送により提出した場合は、必ずその旨を電話で高知県文化生活部県民生活課の担当者まで連絡すること。

イ 郵送における提出期限

令和6年5月31日（金）午後1時（必着）

ウ 郵送における提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県文化生活部県民生活課 犯罪被害者等支援担当

電話 088-823-9319

4 落札者の決定

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札保証金

高知県契約規則第9条による。ただし、第10条の規定に該当する場合は免除するものとする。

6 最低制限価格

設定しない。

7 入札の無効

この入札公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者が入札、その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

8 入札書の押印省略

押印省略時の必要事項について、以下の通りとする。

（共通）

（1）押印を省略した入札書の訂正又は文字の挿入は行わず、再作成すること。

（対面による入札）

（1）入札書の押印を省略する場合は、入札会場で顔写真付き身分証明書等を提示すること。

（2）入札書の押印を省略した場合、入札者又は代理人の本人確認が行えなかった入札書は無効とする。

(郵便による入札)

- (1) 入札書の押印を省略する場合は、入札書に責任者及び担当者の氏名、連絡先(固定電話番号)を記載すること。
- (2) 入札書の押印を省略した場合、入札書に責任者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない又は記載内容が不明瞭で判別できない入札書は無効とする。
- (3) 開札時に、電話により責任者又は担当者の在籍確認が行えなかった入札書は無効とする。

第7 契約に関する事項

1 契約保証金

高知県契約規則第40条第6号の規定に該当すれば免除するものとする。

2 契約書作成の要否

要

3 落札者は高知県が別途通知する日までに契約書に記名押印し提出すること。

ただし、電子契約サービスを利用する場合には、契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、高知県及び受託者が電子署名を行うものとする。

第8 入札実施機関(問い合わせ先)

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県文化生活部県民生活課 犯罪被害者等支援担当

電話番号 088-823-9319

F A X 088-823-9879

E-mail 141601@ken.pref.kochi.lg.jp

第9 その他事項

- 1 入札参加者は、別添の入札心得の各条項を承知すること。
- 2 提出された申請書等は返却しない。
- 3 申請書等に虚偽の記載をした場合には当該申請書等は無効とする。
- 4 提出された申請書及び添付書類については、提出期限以降の差し替え・訂正等は認めない。